
北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

(測量・建設コンサルタント等業務編)

令和5・6年度申請

2022年12月6日 改定

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

目次

1.	入札参加資格共同審査の概要	1
2.	設計等業務の入札参加資格審査を申請するために必要な資格要件	2
3.	入札参加資格審査の申請について	24
3-1	申請の方法	24
3-2	システム利用申請及び電子申請入口	24
3-3	共同審査に関するお問い合わせ	24
3-4	申請の流れ	25
3-5	申請にあたっての注意事項	26
3-6	申請が可能な業種	27
4.	入札参加資格申請の受付期間と審査基準日	27
4-1	システムによる電子申請の受付期間	27
4-2	審査基準日	27
5.	入札参加資格の有効期間	28
6.	入札参加資格申請に必要な提出書類	28
6-1	共通書類	28
6-2	協同組合等の場合に必要な書類	30
6-3	自治体別共通書類一覧表（測量・建設コンサルタント等業務）	30
7.	共通書類提出に関する注意事項	37
①	【様式3】事業経歴書	37
②	【様式4】設計等業務技術者名簿（道内関係分）	38
③	【様式5】代表者身分証明書	39
④	【様式6】登記事項証明書	39
⑤	【様式7の3】測量業者登録通知書	40
⑥	【様式7の4】測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）	41
⑦	【様式7の5】地質調査業者現況報告書	42
⑧	【様式7の6】建設コンサルタント現況報告書	43
⑨	【様式7の7】建築士事務所登録を証する書類	44
⑩	【様式7の8】補償コンサルタント現況報告書	45
⑪	【様式7の9】計量証明事業登録証	46
⑫	【様式11】使用印鑑届	47
⑬	【様式12】暴力団排除に関する誓約書	48
⑭	【様式13】年間委任状	49
⑮	【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	50
⑯	【様式15】法定保険加入状況一覧表	51
⑰	【様式16】社会保険等適用除外申出書	52
⑱	【様式17】資本関係・人的関係調書	53
⑲	【様式18】印鑑証明書	55
⑳	【様式19】決算書（財務諸表）	55

目次

②①	【様式 2 0】納税証明書-----	55
②②	【様式 2 1】営業所一覧-----	56
②③	【様式 組- 1】組合構成員名簿-----	57
②④	【様式 組- 2】官公需適格組合証明書-----	57
②⑤	【様式 組- 3】定款または寄付行為-----	57
8.	個別書類作成の注意事項-----	58
9.	定期受付終了後の新規申請受付について -----	64
9-1	随時受付及び中間年受付の電子申請受付期間-----	64
9-2	随時受付及び中間年受付の審査基準日と資格の有効期間-----	65
9-3	随時受付及び中間年受付の原本の受付期間-----	66
9-4	随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項-----	67
10.	申請先自治体の連絡先一覧-----	68
	様式集（測量・建設コンサルタント等業務編）-----	70

1. 入札参加資格共同審査の概要

この申請手続きは、令和5年度、令和6年度に表－1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体」に示す自治体が実施する測量・建設コンサルタント等（以下、「設計等」という。）業務の委託に係る競争入札に参加を希望する方について、入札参加資格申請書の**共同受付**と、申請内容の**形式審査**を行うものです。

表－1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	7市町村	江別市、赤平市、深川市、北広島市、新篠津村、長沼町、新十津川町
後志	6市町村	小樽市、島牧村、蘭越町、ニセコ町、泊村、余市町
渡島・檜山	10町	松前町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
胆振・日高	8市町	伊達市、白老町、厚真町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
上川	8市町	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、東川町、上富良野町、中富良野町
留萌	2町	小平町、羽幌町
宗谷	5市町	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、利尻富士町
オホーツク	12市町村	北見市、網走市、紋別市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町
十勝	5町	音更町、鹿追町、新得町、芽室町、足寄町
釧路・根室	7町村	釧路町、標茶町、鶴居村、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

形式審査とは、申請事項や証明書類等の不備や脱漏の確認などを行うものであり、**形式審査の通過をもって入札参加資格者名簿への登載や業務の発注を約束するものではありません。**形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

注意

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っておりません。共同企業体の申請は、単体としての入札参加資格が必要となりますので、**共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。**

2. 設計等業務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下、「政令」という。））第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - ② 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ③ 納付すべき税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
 - ④ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
 - ⑤ 要件の特例
 - 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された**事業協同組合**及び**企業組合**並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された**協業組合**が次のいずれかに該当するときは、上記に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。
 - ア) 中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
 - イ) 企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。
- ・ 上記①～⑤以外に各自治体が個別に定める資格要件について表－2に示します。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
石狩・空知	江別市	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	赤平市	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていること。		
	深川市	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。		
	北広島市	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先に測量士がいることの証明で書き添付すること。		
	新篠津村			
	長沼町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。 地質調査業者登録規程による登録業者		建設コンサルタント登録規程による登録業者
	新十津川町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。		
	小樽市	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。		
	島牧村	測量法(昭和24年法律第188号) 第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。		
後志	蘭越町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。		
	ニセコ町			
	泊村			
	余市町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
渡島・檜山	松前町			
	木古内町	測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。		
	七飯町			
	鹿部町	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。		
	森町	測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を受けた者であること。		
	八雲町	測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を受けた者であること。		
	上ノ国町			
	厚沢部町			
	今金町			
	せたな町			

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
胆振・日高	伊達市	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	白老町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。	地質調査業登録規程による登録を受けていること。	建設コンサルタント登録規程による登録を受けていること。
	厚真町			
	新冠町			
	浦河町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	様似町			
	えりも町			
	新ひだか町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
上川	旭川市	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。	地質調査業務登録規定(昭和52年建設省告示第718号)による登録を受けた者であること。	建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)による登録を受けた者であること。
	士別市	測量法(昭和24年法律第188号)による登録を受けた者であること。		
	富良野市	測量法(昭和24年法律第188号)による登録を受けた者であること。		
	鷹栖町	測量法(昭和24年法律第188号)による登録を受けたものであること。		
	東神楽町	法令に基づく登録があること。		
	東川町			
	上富良野町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	中富良野町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	小平町	測量法(昭和24年法律第188号)による登録を受けていること。		
留萌	羽幌町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
宗谷	稚内市	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定に基づく測量業者の登録を受けた者であること。		
	浜頓別町			
	中頓別町			
	枝幸町	測量法による測量業者の登録を受けていること。		
	利尻富士町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
北見市	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の3による登録を受けた者であること。 この場合、審査基準日ににおいて登録後1年以上経過していること。また、本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が測量業の営業所の登録を受けていること。			
網走市	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。 この場合、審査基準日において登録後1年以上経過していること。また、本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が測量業の営業所の登録を受けていること。			
紋別市	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。			
美幌町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。			
斜里町				
清里町				
小清水町				
訓子府町				
滝上町				
西興部村	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。		技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(業務に該当する部門)の登録を受けたもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者の資格保有者がいるものであること。	
雄武町				
大空町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条第1項の規定に基づく、測量業者の登録を受けていること。			

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	業種別の要件		
		測量	地質調査	土木設計
十勝	音更町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	鹿追町			
	新得町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		
	芽室町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。		
	足寄町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。		
	釧路町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けた者であること。		
	標茶町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けた者であること。		
	鶴居村			
	別海町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けたものであること。なお、営業所等に委任する場合は、測量法第55条の13に規定する資格を有していること。	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録を受け、地質調査現況報告書現況報告書を有していること。	
釧路・根室	中標津町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。		
	標津町	測量法(昭和24年法律第188号) 第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。		
	羅臼町	測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。		

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件		
		建築設計	設備設計のみ	技術資料
石狩・空知	江別市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けてること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。	
	赤平市	建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		
	深川市	建築設計について、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		
	北広島市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。	道路清掃は受け付けない。
	新篠津村			
長沼町		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録業者		道路清掃は受け付けない。
新十津川町		建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。	道路清掃は受け付けない。
小樽市		建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		計量証明を業とするものについては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
島牧村		建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		道路清掃は受け付けない。
蘭越町		建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		道路清掃は希望する場合は道路清掃で申請し、島牧村個別様式「希望部門調書」を提出すること。
後志	ニセコ町			道路清掃、水道調査等、システム、設備保守、造林、除雪、その他委託を希望する場合は道路清掃で申請し、ニセコ町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	泊村			
	余市町	建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	業種別の要件		
		建築設計	設備設計のみ	技術資料
松前町				道路清掃等
木古内町	建築土法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。			
七飯町		補償業務は技術資料作成で申請すること。		道路清掃は受け付けない。
鹿部町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。	
渡島・檜山	建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく1級、2級又は木造建築士事務所の登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。		建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。	道路清掃、造林等、その他設計を希望する場合は道路清掃で申請し、森町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
八雲町				
上ノ国町				
厚沢部町				
今金町				
せたな町				

表－2 自治体が個別に定める資格要件

		業種別の要件			
地域	自治体名	建築設計	設備設計のみ	技術資料	道路清掃等
胆振・日高	伊達市 白老町 厚真町 新冠町 浦河町 えりも町	建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備の設計のみを業とする場合を除く。 1級建築士事務所、2級建築士事務所又は木造建築士事務所について、建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条の規定による登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。(入れ参加資格者は当該登録のある都道府県に所在する建築士事務所となる。)	設備設計のみを業とする者 は建築設計で申請すること。	設備設計のみを業とする者 は建築設計で申請すること。	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、「希望部門調査書」を提出すること。
えりも町	新ひだか町	建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	水質検査、漏水調査、アスベスト含有調査を希望する場合は技術資料で申請し、えりも町個別様式「技術資料希望部門調査書」を提出すること。	水質検査、漏水調査、アスベスト含有調査を希望する場合は技術資料で希望する場合は道路清掃、産業廃棄物運搬、管渠清掃、浄化施設管理を希望する場合は道路清掃で申請し、えりも町個別様式「道路清掃希望部門調査書」を提出すること。	
新ひだか町	新ひだか町内に常時、見積・入札契約締結等の権限を有する事業所等を置く業者の方は、個別様式「競争入札参加希望部門調査書」項目2の地域維持管理業務の希望の有無を必ず回答のうえ、提出すること。(町外業者の方は、項目2の回答は不要です。)	建築士法(昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	計量証明事業者の参加資格申請はこの資格審査では、受付公園草刈・清掃及び道路除雪に係る契約については、土木工事(格付対象者のみ) 又は道路清掃の競争入札参加資格者で、新ひだか町内に常時、見積・入札・契約締結等の権限を有する事業所等を有する事業所等を置く業者の方は、個別様式「競争入札参加希望部門調査書」項目2の地域維持管理業務の希望の有無を必ず回答のうえ、提出すること。(町外業者の方は、項目2の回答は不要です。)		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	業種別の要件			
		建築設計	設備設計のみ	技術資料	道路清掃等
旭川市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。また、補償業務を業とする者については補償コンサルタント登録(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)により補償コンサルタント登録をしている者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。	道路清掃は受け付けない。
土別市	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。				
富良野市	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。		
鷹栖町	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りでない。	法令に基づく登録があること。			
東神楽町					
東川町					
上富良野町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。		
中富良野町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。		
小平町	建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士事務所または2級建築士事務所についての登録を受けていること。		公共事業の補償業務に係る契約にあつては、補償コンサルタント登録規定(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けていること。		道路清掃、業務委託、草刈、施設維持管理を希望する場合は道路清掃、業務委託、草刈、施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、小平町個別様式-1「希望部門調書」を提出すること。
羽幌町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。		計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。		

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件		
		建築設計	設備設計のみ	技術資料
宗谷	稚内市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りではない。		
	浜頓別町			
	中頓別町			
	枝幸町	建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けていること。 建築設備のみの設計を業とする場合は、建築士事務所の登録が必要なし	■ 資格における要件 町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替業務等を希望する場合は道路清掃で申請し、個別様式(スター掲示板を道路清掃で申請し、個別様式)その他業務等入札参加資格審査申請書(付表)を提出すること。	町内に事業所を置く業者で、造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝、管渠等清掃、町道除雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、運送業者等の業務を希望する場合は道路清掃で申請し、個別様式(スター掲示板を道路清掃で申請し、個別様式)その他業務等入札参加資格審査申請書(付表)を提出すること。
利尻富士町		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りがない。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。	

※記載がない箇所については各自治体にお問い合わせください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	業種別の要件			
		建築設計	設備設計のみ	技術資料	道路清掃等
北見市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。この場合、審査基準において登録後1年以上経過していること。また、本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が建築士事務所の登録を受けていること。	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けていること。	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、紋別市個別様式-11希望部門調書」を提出すること。	
網走市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。	設備設計のみを業とする者は建築設計で申請すること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けていること。	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、紋別市個別様式-11希望部門調書」を提出すること。	
紋別市	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けていること。	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、紋別市個別様式-11希望部門調書」を提出すること。	
斜里町				道路清掃は受け付けない。	
清里町				道路清掃、除雪・防雪、造林、施設の清掃、警備業務を希望する場合は道路清掃で申請し、小清水町個別様式「希望部門調書」を提出すること。	
小清水町				道路清掃、除雪・防雪、造林、施設の清掃、警備業務を希望する場合は道路清掃で申請し、小清水町個別様式「希望部門調書」を提出すること。	
訓子村町				道路清掃、管路清掃、下水道施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、海上町個別様式「希望部門調書」を提出すること。	
滝上町				道路清掃、管路清掃で申請し、海上町個別様式「希望部門調書」を提出すること。	
西興部村	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。				
雄武町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備の設計を業とする者は、この限りでない。				
大空町					

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	業種別の要件		
		建設設計	設備設計のみ	技術資料
十勝	音更町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	鹿追町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	新得町	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	芽室町	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	足寄町	建築士法(昭和25年法律第202号)第25条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	釧路町	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていた者であること。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	標茶町	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていた者であること。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	鶴居村	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所若しくは二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。なお、営業所等に委任する場合は、委任先が建築士法第22条の3第1項の規定に基づく登録証明書を有していること。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量法第107条の規定に基づく登録を受けた者であること。
	別海町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	道路清掃は受け付けない。
	中標津町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	道路清掃は受け付けない。
釧路・根室	標津町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、標津町個別様式「希望部門調書」を提出すること。
	羅臼町	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。	設備設計のみを業とする者については、計量証明を業とする者に計量証明申請で申請する。建築設計で申請する者は建築設計で申請する者であること。	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	事業の継続及び実績に關すること	従業員数等に關すること	その他の要件
石狩・空知	江別市	令和4年12月1日現在において、入札への參加を希望する種別に關し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		
	赤平市	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。		
	深川市	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。		
	北広島市	令和4年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業を営んでおり、直前1ケ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		
	新篠津村			
	長沼町	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		公共事業の補償業務に係る契約にあつては補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録業者
	新十津川町	審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ケ年の間にその事業に係る売上高を有していること。		
	小樽市	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。		受任者を設定する場合、受任者として指定できるのは道内の支店及び営業所等のみとします。
	鳥牧村	令和4年12月1日(随時)の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間(随時)の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に)にその事業に係る売上高を有していること。		
	蘭越町	令和4年12月1日(随時)の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間(随時)の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間に)にその事業に係る売上高を有していること。		
後志	ニセコ町			
	泊村			
余市町				個人にあつては、従業員が3人以上であること。
				個人にあつては、従業員が3人以上であること。

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	事業の継続及び実績に關すること	従業員人数等に關すること	その他の要件
松前町				
木古内町	令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。	健保法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。		
七飯町				
鹿部町	令和4年12月1日現在において2年以上その事業を営み、売上高を有していること。			
渡島・檜山森町	令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。			
八雲町	令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営み、売上高を有していること。	個人にあつては、従業員が3人以上であること。		
上ノ国町				
厚沢部町				
今金町				
せたな町				

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	事業の継続及び実績に関すること	従業員人数等に関すること	その他の要件
胆 振 ・ 日 高	伊達市	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。		
	白老町	令和4年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1カ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		
	厚真町			
	新冠町			
	浦河町	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に開け、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1カ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。	個人にあつては、従業員が3人以上であること。	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
	様似町			
	えりも町			
	新ひだか町	令和4年12月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、令和4年12月1日の直前1カ年度決算期の間（随時の申請する場合にあつては、申請しようとする月の初日の直前1カ年度の決算期の間）にその契約の種類における売上高を有していること。		健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	事業の継続及び実績に關すること	従業員人数等に關すること	その他の要件
上川	旭川市	令和4年12月1日の審査基準日において、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前2年間に入札への参加を希望する種別に關し事業高があること。技術資料作成業務については、当該審査基準日の直前5年間に希望する種別に關し事業高があること。	個人にあつては、従業員が3人以上であること。	申請の時に、本店所在地の市町村税（特別区にあつては、都税）並びに消費税及び地方消費税に帶納がないことを証明する納税証明書を提出できること。
	士別市	令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、事業高があること。		
	富良野市	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に關し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。	従業員が2人以上であること。	
	鷹栖町	令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。	資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。	
	東神楽町	令和4年12月1日の審査基準日において、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前2年間に入札への参加を希望する種別に關し事業高があること。ただし、技術資料作成業務については、当該審査基準日の直前5年間に希望する種別に關し事業高があること。	個人の場合は従業員が3人以上であること。	
	東川町			
	上富良野町	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に關し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		
	中富良野町	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に關し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。	資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。	
	小平町 羽幌町	契約に係る営業に関する許可、免許、登録等を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高があるものであること。 令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に關し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	事業の継続及び実績に関すること	従業員人数等に関すること	その他の要件
宗谷	稚内市	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1年間に事業高(營業実績)があること。		
	浜頓別町			
	中頓別町			
	枝幸町	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間個人にあつては、従業員を有していること。 にその事業に係る売上高を有していること。		
	利尻富士町	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域	自治体名	事業の継続及び実績に関すること	従業員数等に関すること	その他の要件
オホーツク管内	北見市	審査基準日において、希望する業種を1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に希望する業種の事業高があること。		
オホーツク管内	網走市	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。		
オホーツク管内	紋別市	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。		
オホーツク管内	美幌町	令和4年12月1日現在において、入れへの参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。	個人の場合は従業員が3人以上であること。	
オホーツク管内	斜里町			
オホーツク管内	清里町			
オホーツク管内	小清水町			
オホーツク管内	訓子府町			
オホーツク管内	滝上町			
オホーツク管内	西興部村	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。		
オホーツク管内	雄武町			
オホーツク管内	大空町	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。	個人の場合は従業員が3人以上であること。 町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者でないこと。	・健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく厚生年金保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく健康保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。 ・経営状況が不健全であると認められる者でないこと。

表－2 自治体が個別に定める資格要件

地域		自治体名	事業の経営及び実績に関すること	従業員数等に関すること	その他の要件
十勝	音更町	審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。			
	鹿追町				
	新得町	令和4年12月1日現在において、入りへの参加を希望する種別に限り、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。			
	芽室町	直近の決算日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直近の決算日ににおいて、直前1年間に希望する種別に限り事業高があること。			
	足寄町	審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。			
	釧路町	令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。 令和4年12月1日現在において引続き1年以上その事業を営んでいること。			個人の場合は従業員が3人以上であること。 ・釧路町から課税されている全税目について、未納がないこと。 ・釧路町から課税されている町道民税について、特別徵収を実施していること。 民を5名以上通常雇用している者のみ)
	標茶町				
	鶴居村				
	別海町	審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいること。 1年間に、その事業に係る売上高を有していること。			
	中標津町	令和4年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、令和3年12月1日から令和4年11月30までの間に、その事業に係る事業高を有していること。			契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）
・根室	標津町	令和4年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、令和3年12月1日から令和4年11月30までの間に、その事業に係る事業高を有していること。			個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること）。
	羅臼町	令和4年12月1日現在において、入りへの参加を希望する種別に限り、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。			契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

3. 入札参加資格審査の申請について

3-1 申請の方法

- インターネットを活用した電子申請により受付を行います。
- 電子申請では北海道市町村入札参加資格共同審査システム※（以下、「システム」という。）により、複数の自治体に一括して申請を行うことができます。
※共同審査システムの頭文字よりジェクサス（JEXAS） 共同審査システム=Joint EXAmination System
- システムの利用にあたっては、「3-2 システム利用申請及び電子申請入り口」に記載されているURLより利用登録を行ってください。利用登録時には本人確認のため、3ヶ月以内に発行された「印鑑証明書」と「履歴事項全部証明書」（個人事業主の場合は「身分証明書」）が必要となりますので予めご用意願います。
- 利用登録申請を行ってから数日以内にログインIDとパスワードが電子メールで通知されます。2~3日経っても通知がない場合は、お手数ですが**011-733-2322**又は**kyoshin@hoctec.or.jp**までご連絡ください。
- システムにログインし、手順に従って必要項目の入力を行い、提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は**「PDF形式」に限定**します。ExcelやWordなど他の形式では添付できませんのでご注意ください。
- 一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が形式審査を行い、申請内容や添付書類の不備が見つかった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。
- 形式審査を通過し、申請が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。

3-2 システム利用申請及び電子申請入り口

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>

URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

3-3 共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当

TEL : **011-733-2322**

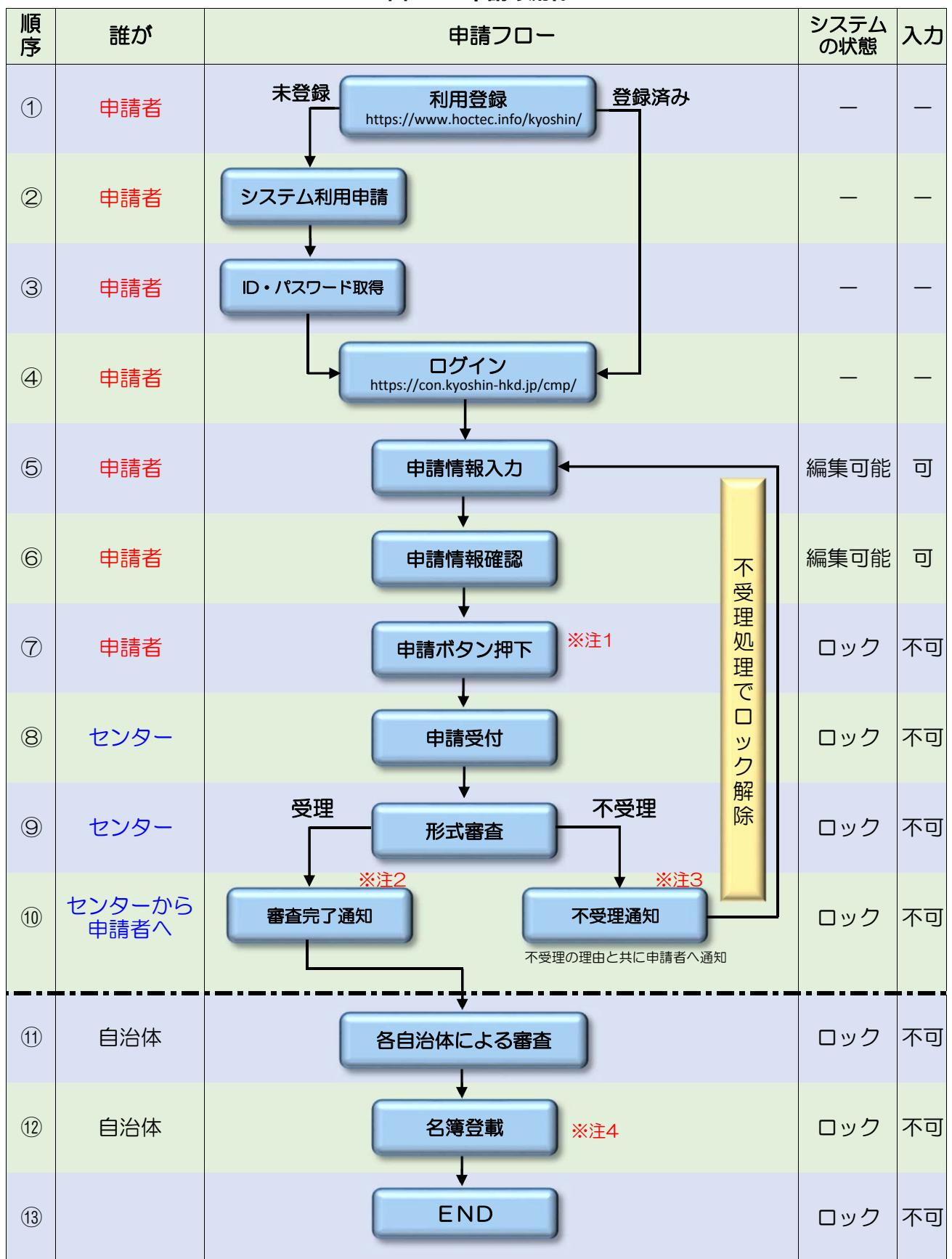
E-mail : **kyoshin@hoctec.or.jp**

電話によるお問い合わせは、9：00から17：00まで。（土日・祝日を除く）
メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

3 - 4 申請の流れ

- 申請の流れを図-1に示します。

図-1 申請の流れ



【用語の定義】

申請受付… 申請者が申請ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理… 申請内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理… 申請内容や添付書類に不備があり、修正後、再申請が必要な状態

【注意事項】

※注 1 申請ボタンを押すとシステムがロックされて申請入力（修正）は出来なくなりますので、申請内容をよくご確認のうえ申請ボタンを押してください。

※注 2 形式審査を通過し、申請が受理されると、それ以降もロック状態は継続され、基本的に申請内容の修正はできません。

※注 3 申請内容の不備により不受理になると、ロックは解除され、申請入力（修正）が可能となります。

※注 4 各自治体での審査結果によっては名簿登載とならない場合があります。名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

申請が受理された後に、申請先自治体の追加削除や希望工種の追加削除など、申請内容の修正を行いたい場合はシステム管理者に連絡し、ロック解除手続きを行ってください。

3 – 5 申請にあたっての注意事項

- **紙による申請は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表－15 自治体連絡先一覧）
- 申請にあたっては、支店等単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「**1申請者・1入札参加資格審査申請書**」で申請してください。
- 複数の自治体に申請する場合、自治体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、**一つの自治体に対して、複数の営業所から申請することはできません**ので注意してください。
- 申請内容や申請に必要な添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の原本または写しを保管するようにしてください。
- 書類に不備又は誤記等がある場合は受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。
- 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- **申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。**
- 行政書士など、第三者による代行申請も可能ですが、その場合は、必ず**【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状**を提出してください。

3 – 6 申請が可能な業種

- システムで申請できる設計等業務の業種は表－3に示す**7種類**となります、**一部の自治体では道路清掃で“その他の業務”を受け付けている場合があります。**詳細は表－2で確認してください。
- 表－3以外の業種の申請については各申請先自治体にお問い合わせください。

表－3 申請可能な設計等業務の種類

番号	業種
1	測量
2	地質調査
3	土木設計
4	建築設計
5	設備設計のみ
6	技術資料
7	道路清掃

※注1

※注1 北広島市、新十津川町、伊達市、白老町、紋別市、音更町、釧路町、中標津町、羅臼町では「設備設計のみ」は受け付けていません。設備設計のみを業としている場合でも「建築設計」で申請してください。

※注2 北広島市、新十津川町、小樽市、七飯町、旭川市、士別市、清里町、釧路町、標茶町、別海町、中標津町では「道路清掃」は受け付けていません。

4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日

4 – 1 システムによる電子申請の受付期間

- 令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで**
- 受付期間中、電子申請は24時間受け付けています。ただし、開始日は9：00から、最終日は17：30までとなります。

※受付期間を過ぎると、システムによる電子申請が出来なくなります。締切日付近に申請を行うと、不受理となった場合、再申請が締切日に間に合わないこともありますので、時間に余裕をもって申請するようお願いいたします。

4 – 2 審査基準日

- 令和5・6年度入札参加資格申請における**審査基準日は令和4年12月1日**です。

5. 入札参加資格の有効期間

- 令和5・6年度入札参加資格の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。
- 入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再審査又は申請内容の変更届が必要となります。詳しくは「北海道市町村入札参加資格共同審査 変更申請の手引き」を参照してください。

6. 入札参加資格申請に必要な提出書類

- 入札参加資格の申請に必要な提出書類には複数の申請先自治体に対し、共通して提出する共通書類と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる個別書類があります。
- 提出書類は①システムから自動で作成されるもの、②ExcelやPDFの標準書式から申請者が作成するもの、③公共機関等が発行する証明書等に分類されます。

6-1 共通書類

- 共通書類とは、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する様式・証明書等のことを行います。共通書類の一覧を表-4に示します。

表－4 共通書類一覧

様式番号	分類	提出書類			備考	ひな形	
【様式1】 ^{注1}	自動作成	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（表紙）				-	
【様式3】	申請者が作成	事業経歴書			直前1年度決算分	有	
【様式4】 ^{注2}	申請者が作成	設計等業務技術者名簿				有	
【様式5】	証明書等	代表者身分証明書			個人の場合	-	
【様式6】	証明書等	履歴事項全部証明書			法人の場合	-	
【様式7の3】	証明書等	測量業者登録通知書			測量を希望する場合	-	
【様式7の4】	証明書等	測量業者登録申請書の添付書類(木)(法第55条の3第4号)			受任者が測量を希望する場合	-	
【様式7の5】	証明書等	地質調査業者現況報告書			地質調査業者の登録を受けている場合	-	
【様式7の6】	証明書等	建設コンサルタント現況報告書			建設コンサルタントの登録を受けている場合	-	
【様式7の7】	証明書等	建築士事務所登録証	本店	建築設計を希望する場合	-	-	
			受任者		-	-	
【様式7の8】	証明書等	補償コンサルタント現況報告書			補償コンサルタントの登録を受けている場合	-	
【様式7の9】	証明書等	計量証明事業登録証			計量証明事業の登録を受けている場合	-	
【様式10】 ^{注1}	自動作成	設計等入札参加資格審査申請書付票				-	
【様式11】 ^{注3}	申請者が作成	使用印鑑届				システムからダウロード	
【様式12】 ^{注3}	申請者が作成	暴力団排除に関する誓約書				システムからダウロード	
【様式13】 ^{注3}	申請者が作成	年間委任状			受任者に権限を委任する場合	システムからダウロード	
【様式14】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			行政書士が代理申請する場合	有	
【様式15】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表				有	
【様式16】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書				有	
【様式17】 ^{注4}	申請者が作成	資本関係・人的関係調書				有	
【様式18】	証明書等	印鑑証明書				-	
【様式19】	証明書等	決算書（財務諸表）			直前1年度決算分	-	
【様式20】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税 (法人税・消費税)	個人【その3の2】	個人の場合	-	
	証明書等			法人【その3の3】	法人の場合	-	
	証明書等		都道府県税	本店		-	
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-	
	証明書等		市町村税	本店		-	
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-	
【様式21】	申請者が作成	営業所一覧表				有	

提出書類はすべてPDF形式にしてシステムにアップロードしてください。

※注1 【様式1】建設工事等競争入札参加資格審査申請書と【様式10】設計等入札参加資格審査申請書付票はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

※注2 従来の市町村標準様式【様式4】でも可です。

※注3 【様式11】使用印鑑届、【様式12】暴力団排除に関する誓約書、【様式13】年間委任状はシステムからダウロードし、押印したものをPDF形式で添付してください。

※注4 【様式17】資本関係・人的関係調書は他の申請者との資本関係又は人的関係がある場合に提出してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

6-2 協同組合等の場合に必要な書類

- 申請者が協同組合等の場合は、共通書類に加えて表-5に示す書類が必要となります。

表-5 申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類	備考	ひな形
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿		有
【様式 組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書	官公需適格組合の証明を受けている場合	-
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄付行為		-

6-3 自治体別共通書類一覧表

- 自治体別の共通書類一覧を表-6に示します。

表-6 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 石狩・空知地域、後志地域

様式番号	分類	提出書類										備考	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人		
【様式 3】	申請者作成 業務経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 4】	申請者が作成 詔抒等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 5】	証明書等 証明書等 証明書等	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
【様式 6】	届出書類等 届出書類等 届出書類等	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○
【様式 7の 3】	証明書等 証明書等 証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 4】	証明書等 証明書等 証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 5】	証明書等 証明書等 証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 6】	証明書等 建設コラム登録証 建設コラム登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 7】	証明書等 建築士事務所登録証 受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 8】	証明書等 補償コラム登録証 現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 7の 9】	証明書等 計量証明事業登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 11】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 12】	申請者が作成 暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 13】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 14】	申請者が作成 譲争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 15】	申請者が作成 法定保険加入状況・観察表	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○
【様式 16】	申請者が作成 社会保険等適用除外申出書	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○
【様式 17】	申請者が作成 資本関係・人財関係調査	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 18】	証明書等 印鑑証明書	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 19】	証明書等 決算書（財務諸表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 20】	証明書等 証明書等 証明書等 証明書等 証明書等	個人(その3の2) (法人税・消費税) 法人(その3の3) 都道府県税 納税証明書（未納・滞納 がないとの証明） 官公需済組合証明書 定款または旨づり行為	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
【様式 21】	申請者が作成 営業所一覧表	○	○	不要	○	不要	○	不要	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

様式番号	分類	提出書類										備考	
		組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等		
【様式 組-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 組-2】	証明書等 証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 組-3】	証明書等 証明書等	不要	○	○	○	○	○	不要	○	不要	○	○	不要

表-6 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 渡島・檜山地域

様式番号	分類	提出書類										備考
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式3】	申請者作成 業務経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前1年度決算分
【様式4】	申請者作成 詔告等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式5】	証明書等 組合員登録証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合は 個人の場合は
【様式6】	証明書等 履歴調査全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合は 法人の場合は
【様式7の3】	証明書等 測量業者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	測量を希望する場合
【様式7の4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付書類(水)（法第55条の3第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者が測量を希望する場合
【様式7の5】	証明書等 地質調査業者現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地質調査業者の登録を 受けている場合
【様式7の6】	証明書等 建設コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設コンサルタントの登録 を受けている場合
【様式7の7】	証明書等 建築士事務所登録証	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建築設計を希望する場合
【様式7の8】	証明書等 補幅コンサルタント現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補幅コンサルタントの登録を 受けている場合
【様式7の9】	証明書等 計量証明事業登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	計量証明事業の登録を 受けている場合
【様式1.1】	申請者作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.2】	申請者作成 暴力団排除に関する協約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.3】	申請者作成 年間委託状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式1.4】	申請者作成 競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式1.5】	申請者作成 法定保険加入状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.6】	申請者作成 社会保険等適用除外申出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.7】	申請者作成 資本関係・人材関係開闢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人の関係がある場合
【様式1.8】	証明書等 日録証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式1.9】	証明書等 決算書（財務諸表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前1年度決算分
【様式2.0】	証明書等 納税証明書（未納・滞納がないことの証明）	個人【その3の2】 國税 (法人税・消費税)	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
	証明書等 納稅証明書（未納・滞納がないことの証明）	本店 都道府県税 受任者	○	不要	○	○	不要	○	○	○	-	個人の場合は 個人の場合は
	証明書等 市町村税	本店 市町村税 受任者	○	不要	○	○	不要	○	○	○	○	法人の場合は 法人の場合は
	証明書等 營業所一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合 受任者に権限を委任する場合
【様式2.1】	申請者作成 營業所一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類										備考
		組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式 組-1】	申請者作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式 組-2】	証明書等 官公需道路組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需道路組合の證明を受けている場合
【様式 組-3】	証明書等 定款または寄附行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表-6 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 胆振・日高地域

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類						備考
		伊達市 組合等	白老町 組合等	厚真町 組合等	新川町 組合等	浦河町 組合等	柳似町 組合等	
【様式・組-1】	申請者外所属 組織構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
【様式・組-2】	証明書等 官公廳憑格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○
【様式・組-3】	証明書等 定款または寄附行為	○	○	○	○	○	○	○

※この付録は必ず添付するもの。○は該当する場合に添付するもの。

表-6 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務） 上川地域、留萌地域、宗谷地域

※○(は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

表-6 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務）オホーツク地域

様式番号	分類	提出書類										備考
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式3】	申請者が作成 業務経理証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式4】	申請者が作成 認定等技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式5】	証明書等 代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○
【様式6】	証明書等 履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
【様式7の3】	証明書等 測量業者登録通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式7の4】	証明書等 測量業者登録申請書の添付書類(小)(法第55条の3第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式7の5】	証明書等 地質調査業者登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式7の6】	証明書等 地質調査業者現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式7の7】	証明書等 建築士事務所登録証	本店 受任者		○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式7の8】	証明書等 補償コンカラット現況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式7の9】	証明書等 計量証明事業登録証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式11】	申請者が作成 使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式12】	申請者が作成 暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式13】	申請者が作成 年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式14】	申請者が作成 競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式15】	申請者が作成 法定保険加入状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式16】	申請者が作成 資本関係・人別財産状況	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式17】	申請者が作成 日銀証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式18】	証明書等 決算書(財務諸表)	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式19】	証明書等 決算書(財務諸表)	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式20】	証明書等 納税証明書(未納・滞納 がないとの証明)	個人(その3の2) (法人税・消費税) 法(その3の3)		○	-	○	-	○	-	○	-	○
	証明書等 都道府県税 受任者	本店 受任者		不要	○	○	○	○	○	○	○	○
	証明書等 市町村税 受任者	本店 受任者		不要	○	○	○	○	○	○	○	○
	証明書等 營業所一覧表 申請者が作成	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類										備考
		組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式-1】	申請者が作成 組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式-2】	証明書等 官公廳憑格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【様式-3】	証明書等 定款または寄附行為	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表-6 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務）十勝地域・釧路・根室地域

*○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

※印は必ず添付するもの

7. 共通書類提出に関する注意事項

- ・ 共通書類を提出（添付）する際は、以下①～⑤に示す様式ごとの注意事項をよくご確認ください。

① 【様式3】事業経歴書

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
- ・ **資格を希望する業種ごとに直前1年度決算分**の事業経歴書を作成してください。
- ・ 配置予定技術者の欄は記入する必要はありません。
- ・ 請負代金の欄は消費税等相当額を除いた金額を記入してください。

[**【様式3】事業経歴書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。**](#)

【様式3】

令和 年度		事 業 経 歴 書				
(種別)		(単位:千円)				
注 文 者	元請又は 下請の区分	工事(事業)名	工事(事業)場所 のある都道府県名	配置予定技術者 氏名	請負代金の額 うち()	着工年月 完成又は完成予定期限年月
見本						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
その他						
種 別 計		0件				

資格を希望する工種のみ提出してください。

② 【様式 4】設計等業務技術者名簿（道内関係分）

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
- ・ 令和4年12月1日時点で道内の本店、支店、営業所等に在籍する技術者について、【様式 4】に記入してください。対象とする資格の種類は表－7に示すとおりです。
- ・ 技術者数は、システム入力項目「技術者数」と一致するようにしてください。

【様式 4】技術者名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。
※技術者名簿は、従来の市町村標準様式【様式 4】でも可です。

表－7 資格の種類

資格の名称	
測量士	
測量士補	
土地区画整理士	
土地家屋調査士	
不動産鑑定士	
不動産鑑定士補	
地質調査技士	
R C C M	
技術士	
建築士	1級
	構造設計
	設備設計
	2級
	木造

【様式4】

設計等技術者名簿（道内関係分）

商号又は名前 株式会社 北海道〇〇建設

氏名	年齢	最終学校	法令による免許等										経験年数
			学校名	専攻学科	資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日	
土木一郎	50	北海道〇×大学 土木工学科	測量士 地質調査士 二級建築士	地質調査士 二級建築士	測量士 地質調査士 二級建築士	昭和 50年12月10日 昭和 50年12月20日 平成 11年6月7日	RCCM RCCM	技術士 構造設計 設備設計	技術士 構造設計 設備設計	2年12月31日 年月日 年月日	一級建築士 構造設計 設備設計	平成 5年3月10日 年月日 年月日	25年 20年 年
建築太郎	42	札幌〇×専門 学校 建築デザ イン科											

見本

資格者人数を集計してください。集計した技術者数は、システム入力項目「技術者数」と一致するようにしてください。

資格毎の人数												
測量士	測量士補	土地区画 整理事務士	土地家屋 調査士	不動産 鑑定士	不動産鑑 定士場	地質調査 技士	RCCM	技術士	建築士	1級 構造 設備	2級 構造 設備	木造
1人	人	人	人	人	人	人	1人	1人	1人	1人	人	人

③ 【様式 5】代表者身分証明書 ※個人事業主の場合

- 申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- 申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- 令和4年9月1日以降に発行**されたものに限ります。

④ 【様式 6】登記事項証明書 ※法人の場合

- 申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。
- 法務局に登記された商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定する登記事項証明書のうち、**令和4年9月1日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限ります。
- 非営利法人（財団法人等）の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款（又は寄附行為）及び貸借対照表を提出してください。

登記事項証明書

先頭ページ

履歴事項全部証明書

北海道札幌市中央区○条○丁目
株式会社北海道○○建設

会社法人等番号	0123-45-6789**
商 号	株式会社北海道○○建設
本 店	北海道札幌市中央区×条×丁目 北海道札幌市中央区○条○丁目
	平成**年 *月**日移転 平成**年 *月**日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う 平成**年 *月**日変更 平成**年 *月**日登記
会社設立の年月日	昭和**年**月**日
目 的	1.土木建築に関する… 2.

登記事項証明書の種類は**履歴事項全部証明書**に限ります。
現在事項証明書や一部証明書では不可となります。

最終ページ

これは登記簿に記録されている併記されていない事項の全部であることを証明した書類である。

令和5年1月20日
○○法務局
登記官

見本 ○○ ○○

整理番号：フ**1234 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

令和5年1月20日

令和4年9月1日以降に発行されたものとしてください。

3/3

先頭ページだけでなく、全ページを添付してください。

⑤ 【様式 7の3】測量業者登録通知書

- 測量の資格を希望する場合は、測量法の規定に基づき発行される「測量法に基づく測量業者としての登録／更新について（通知）」または「登録証明願」（管轄する地方整備局等の証明を受けたもの限る）を必ず提出してください。
- 測量業者登録の有効期限が切れているものは受け付けません。**申請日現在で登録年月日が5年を経過していないものに限ります。

測量業者登録通知書

北開局建産第***号-*

令和2年11月11日

株式会社 北海道〇〇建設 殿

見本

公印
北海道開発局長

測量法に基づく測量業者としての登録の更新について（通知）

貴殿の申請に係る表記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の1項の規定により、下記のとおり登録の更新をしたので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録更新年月日 令和2年12月10日

登録番号 登録第（＊）一＊＊123号

登録の有効期限 令和7年12月9日

（注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和7年11月9日
(この日が行政手続の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

登録の有効期限 令和7年12月9日

申請時点で登録の有効期間が切れている場合は受付できません。

登録証明願

令和4年10月1日

北海道開発局 〇〇部長 殿

北海道札幌市中央区〇条〇丁目

株式会社 北海道〇〇建設
代表取締役 建設 太郎

見本
登録証明願

（注）上記測量業者の営業所の名称及び所在地等の登録事項については、国土交通省ホームページ（建設関連業の登録業者に関する情報提供システムについて）で確認できます。
http://www*****

上記のとおり登録していることを証明する

令和4年10月10日

北海道開発局 〇〇部長

公印

1. 登録番号 登録第（＊）一＊＊123号

2. 登録年月日 令和2年12月1日

3. 商号又は名前 株式会社 北海道〇〇建設

2. 登録年月日 令和2年12月1日

申請時点で登録年月日から5年以上経過している場合は受付できません。

管轄する地方整備局等の証明を受けていないものは受付できません。

⑥ 【様式 7の4】測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）

- 受任者が測量の資格を希望する場合は、営業所ごとの測量士の人数を確認するため、最新の測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）を提出してください。

測量業者登録申請書の添付書類（木）（法第55条の3第4号）

(別表第十二(第十四条関係) 添付書類(木) (法第55条の3第4号)					
使　用　人　数					
区分	技　術　関　係　使　用　人			事　務　関　係　使　用　人	計
	測　量　士	測　量　士　補	そ　の　他		
役員兼務の使　用　人					
そ　の　他　の　使　用　人					

記載要領
使用人には、雇用期間を限定して雇用された者及び測量業以外の営業又は事業を併せて営む場合における当該測量業以外の事業に従事するものを含めないこと。

営業所ごとの測量士・測量士補の人数			
営業所名	測量士	測量士補	計
見本			
計			

受任先営業所に1名以上の測量士が在籍している必要があります。

⑦ 【様式7の5】地質調査業者現況報告書

- 管轄する地方整備局等の「確認印を受けた現況報告書」をいいます。**地質調査業者登録を受けている場合は必ず提出して下さい。**
- 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- 確認印の無いものは受け付けません。**
- 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

地質調査業者現況報告書

様式第16号（第7条関係） (用紙A4)

地質調査業者現況報告書

地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
の報告書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

北海道開発局 4.10.1 確認済	報告者 氏名 職名	令和 年 月 日	
		当初登録 年月日	年 月 日
(ふりがな) 商号又は名称		資本金額 年月日	千円
		創業 年月日	年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名		営業所	
(ふりがな) 氏名	役職 名	件 〔郵便 番号〕	所在地 〔電話 番号〕
		(主たる営業所)	
		(その他の営業所)	
役員の他企業役員との兼務状況			
他に行っている営業 又は事業の種類			
記載要領 1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。 2 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。 3 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。 4 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。			
電話番号		()	
FAX番号		()	
歌 扇 實 任 番 号 所		氏 名	

確認印のあるものを添付してください。
※押印箇所は異なることがあります。

⑧ 【様式 7 の 6】建設コンサルタント現況報告書

- 管轄する地方整備局等の「確認印を受けた現況報告書」をいいます。**建設コンサルタント登録を受けている場合は必ず提出**してください。
 - 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
 - 確認印の無いものは受け付けません。**
 - 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

建設コンサルタント現況報告書

様式第16号（第7条関係）

(用紙A4)

建設コンサルタント現況報告書

建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

報告者

殿

登録番号	建一		登年月日	平成 年 月 日		当初登録年月日	平成 年 月 日	
(ふりがな) 商号又は名称						資本金額	千円	
						前年月日	年 月 日	
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名								
営業所								
(ふりがな) 氏 名	役 職 名		姓 名	郵便 番号	所在 地		(電話) 番号	
			(主たる営業所)					
見本								
(その他の営業所)								
役員の他企業役員との兼務状況								
他に行っているる営業又は事業の種類								

電話番号	() 番
F A X 番号	
取扱責任者 所 姓 氏 名	

記載要領

- 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人にについて記載すること。
- 「営業所」の欄は、本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

確認印のあるものを添付してください。
※押印箇所は異なることがあります。

⑨ 【様式 7の7】建築士事務所登録を証する書類

- 建築士法の規定に基づき登録機関が発行する「1級、2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録証明書等）」をいいます。**建築設計の資格を希望する場合**（設備設計のみを業とする者は除く）は、**必ず提出してください。**
- 受任者が建築設計を希望する場合は、受任先支店・営業所等の登録通知書の写しを提出してください。
- 建築士事務所登録の有効期限が切れているものは受け付けません。**

建築士事務所登録証明書

別記第4号様式

建築士事務所登録証明書

次の通り登録していることを証明します。

令和5年1月10日

○○指定事務所登録機関
一般社団法人○○建築士事務所協会
会長 ○ ○ ○ ○

見本

記

建築士事務所の名称	株式会社 北海道○○建設
所 在 地	北海道札幌市中央区○条○丁目
開設者氏名	代表取締役 建設 太郎
登録番号	(1)級 北海道知事登録(石)第*****号
登録の有効期限	令和2年12月10日から 令和7年12月9日まで
管理建築士氏名	建築 巧
管理建築士登録番号	第**1234-9

令和7年12月9日まで

申請時点での登録の有効期間が切れている場合は受付できません。

建築士事務所登録申請書

副

登録年月日 令和 2 年 12 月 10 日
登録番号 北海道知事登録 (石) 第 ***1234 号

更新・法人
一級

○○ 指定事務所登録機関
一般社団法人 ○○建築士事務所協会
会長 ○ ○ ○ ○

見本

申請年月日 令和 2 年 11 月 10 日

登録申請者住所 札幌市中央区○条○丁目
登録申請事務所の名称 株式会社 北海道○○建設
登録申請者氏名 代表取締役 建設 太郎

令和 2 年 12 月 1 日
この申請書により登録したことを証明する。

○○指定事務所登録機関
一般社団法人 ○○建築士事務所協会
会長 ○ ○ ○ ○

公印

令和 7 年 12 月 9 日
登録の有効期限が満了しますので、
有効期限前に 30 日前までに更新手続きをしてください。

令和 7 年 12 月 9 日

申請時点での登録の有効期間が切れている場合は受付できません。

管轄する登録機関の証明を受けて
いないものは受付できません。

⑩ 【様式7の8】補償コンサルタント現況報告書

- 管轄する地方整備局等の「確認印を受けた現況報告書」をいいます。**補償コンサルタント登録を受けている場合は必ず提出してください。**
- 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- 確認印の無いものは受け付けません。**
- 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

補償コンサルタント現況報告書

別記様式第14号（第7条関係）

（用紙A4）

補償コンサルタント現況報告書

補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。



令和 年 月 日

報告者

イ

登録番号	補一	登録年月日	令和 年 月 日	当初登録年月日	年 月 日
(ふりがな) 商号又は名称				資本金額 (出資総額)	千円
法人番号				創業年月日	年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名				営業所	
(ふりがな) 氏名	役職名	名称	(郵便番号)	所 在 地 (電話番号)	
		(主たる営業所)			
		(その他の営業所)			
役員の他企業役員との兼務状況					
他に行つている営業の種類					

電話番号	() 番
取扱い責任者 所属氏名	

記載要領

- 「法人番号」(13桁)及び「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 「営業所」の欄は、本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

確認印のあるものを添付してください。

※押印箇所は異なることがあります。

⑪ 【様式 7の9】計量証明事業登録証

- ・ 計量法第107条に規定される「計量証明事業登録を証明する書類（計量事業登録証）」をいいます。**計量証明を業とする者は、表－8に示す登録証を必ず提出してください。**
- ・ 複数の登録を受けている場合は、各事業の登録証明書をまとめて**1つのPDFにして提出してください。**

表－8 計量証明事業の種類

計量証明事業登録部門
長さに係る計量証明の事業
質量に係る計量証明の事業
面積に係る計量証明の事業
体積に係る計量証明の事業
熱量に係る計量証明の事業
濃度に係る計量証明の事業
音圧レベルに係る計量証明の事業
振動加速度レベルに係る計量証明の事業

計量証明事業登録証


計量証明事業登録証
見本

1 登録の年月日 平成 10 年 11 月 1 日

2 登録番号 第＊＊＊＊号

3 氏名又は名称 株式会社 北海道〇〇建設

4 住所 札幌市中央区〇条〇丁目

5 事業の区分 ○〇に係る計量証明の事業

6 事業所の所在地 札幌市中央区〇条〇丁目

登録部門が複数ある場合は、まとめて
1つのPDFにして添付してください。

上記につき、計量法第107条の登録をしたことを証します。

令和 4 年 12 月 1 日

北海道知事 〇〇 〇〇 公印

⑫ 【樣式 1 1】使用印鑑扁

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
 - ・ 申請先により使用する印鑑が異なる場合は、使用印ごとに使用印鑑届を作成してください。
 - ・ 契約の締結等で使用する印鑑を押して提出してください。（印影がぼやけていたり、不明瞭なものは不受理となる場合があります）
 - ・ 【様式 1-1】使用印鑑届は共同審査システム（JEXAS）からダウンロードしたものに、実印、使用印を押印してください。

【様式1】		使用印鑑届					
令和5年 1月 20日							
入札参加資格申請先団体の長 様							
当該団体の自治体に〇印を記入すること。							
石野・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川・留萌・宗谷	オホーツク	十勝	根室・羅臼
○ 江別市	小樽市	松前町	伊達市	稚川市	北見市	美幌町	網走町
○ 幕別町	豊平町	木古内町	白老町	士別市	網走市	恵庭町	利尻町
○ 萩原町	栗駒町	七飯町	厚真町	富良野市	紋别市	新得町	釧路町
○ 北広島市	ニセコ町	稚内町	新ひだか町	勇払町	北見町	芦保町	留萌町
○ 新琴似村	泊村	森町	浦河町	東神楽町	斜里町	足寄町	中標津町
○ 長万部町	余市町	八雲町	様似町	東川町	漁港町	標津町	標津町
○ 新十津川町	上ノ国町	丸仁町	上富良野町	小清水町	利尻町	羅臼町	
	厚岸郡	新ひだか町	中富良野町	訓子府町			
	今金町			平取町			
	せたな町			日高町			
				羽幌町			
				稚内町			
				浜頓河町			
				利尻富士町			

令和 5 年 1 月 20 日

システムから出力した日が印字されます

宛先は変更しないでください



印鑑証明書と同じ印を押印してください

使用印 	実印 
両方押印して ください	
□ 両方押印して頂いた場合は印押印欄に記入してください。	
<p>上記の印鑑は、入り見利手に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用しないでお届けします。</p>	
〒 000-0000	
所在地 <u>北海道札幌市中央区北○丁目</u>	
商号又は名称 <u>株式会社 北海道丸建設</u>	
代表者職・氏名 <u>代表取締役 建設 太郎</u>	

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

使用印と実印が同じ場合は□にチェックを付けてください。



・受任先を設定する場合は、受任者の使

（手写体）二〇〇〇年九月一日

(委任状と同じ印)を押印していくとい。

・美印と同じ場合でも必ず押印してください。

⑬ 【様式 1 2】暴力団排除に関する誓約書

- 新十津川町、えりも町以外に設計等業務の資格を希望する場合は、必ず提出してください。なお、新十津川町、えりも町に申請する場合は本様式の代わりに、各町が定める個別様式「誓約書」を提出してください。
- 暴力団員又は暴力団関係事業者ではないことを誓約していただくものです。必要事項を記入のうえ、実印は【様式 1 1】使用印鑑届の実印と同じものを押印してください。

【様式 1 2】暴力団排除に関する誓約書は共同審査システム（JEXAS）からダウンロードしたものに、実印を押印してください。

【様式12】

暴力団排除に関する誓約書

令和 5 年 1 月 20 日

入り参加資格申請先団体の長 様

所在地 北海道札幌市中央区○○○丁目
商号又は名称 株式会社 北海道〇〇建設
代表者職氏名 代表取締役 建設 太郎
代表者印(実印)

私は、下記の事項について誓約します。なお、必要な場合には、他の官公庁に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を入り参加資格申請先団体の長(以下「申請先の長」という。)から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

見本

1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をい。以下同じ。)
(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をい。以下同じ。)
(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
(5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して資金を提供し、又は便益を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便益を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2 (1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。

3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

4 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、当該契約に係る申請先の長に報告し、警察に通報します。

5 各入り参加資格申請先団体が定める「暴力団等排除措置要綱」における「入り参加除外措置」を受けている者ではありません。

※1 入り参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入り参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入り参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(〇〇市、△△市、□□町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)

※2 本誓約書は、提出後に団体追加を行った場合、追加した団体の長であってとても有効とする。

※3 本誓約に基づき取得した個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には一切使用しません。

令和 5 年 1 月 20 日

システムから出力した日が印字されます

入り参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください

代表者印(実印)

締 代 役 表 印 取

印鑑証明書と同じ印を押印してください

⑯ 【様式 1 3】年間委任状

- 本店の代表者が支店又は営業所の代表者に2年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領などの権限を委任する場合は必ず【様式 1 3】年間委任状を提出してください。
- 申請先により受任者が異なる場合は、受任者ごとに委任状を作成してください。
- 年間委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された支店又は営業所の代表者（受任者）が変更となった場合などは、変更届出書と一緒に新たな年間委任状を提出してください。
- 委任者、受任者の押印はそれぞれ【様式 1 1】使用印鑑届の実印、使用印と同じものを押印してください。
- 「測量」及び「建築設計」を委任する場合は、**委任先の支店又は営業所が、測量業の登録、建築士事務所登録を受けている必要があります。**

【様式 1 3】年間委任状は共同審査システム（JEXAS）からダウンロードしたものに、実印、使用印を押印してください。

年 間 委 任 状									
令和 5 年 1 月 20 日									
システムから出力した日が印字されます									
入札参加資格申請先団体の長 様									
宛先は変更しないでください									
実印									
印鑑証明書と同じ印を押印してください									
使用印									
受任者の使用印を押印してください。									
<p>私は、次の者を受任者（入札等にかかる代理人）と定め、令和5・6年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に下記の権限を委任します。</p> <p>■委任者</p> <p>〒 000-0000 北海道札幌市中央区○条○丁目</p> <p>商号又は名称 株式会社 北海道○建設</p> <p>代表者職・氏名 代表取締役 建設 太郎</p> <p>■私（受任者）は委任されることを承諾します。 〒 111-1111 所在地 北海道札幌市北区○条○丁目</p> <p>支店又は 営業所名 札幌支店</p> <p>受任者職 店長 土木 一郎</p> <p>1. 入札又は入札に関する一切の権限</p> <p>2. 契約の締結及び契約に定める関係者類に関する一切の件</p> <p>3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件</p> <p>4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件</p> <p>5. 代金（前払金を含む）及び保証金の請求に関する一切の件</p> <p>6. 代金（前払金を含む）及び保証金の受領に関する一切の件</p> <p>7. 優代人の選任に関する一切の件</p> <p>8. 共同企業体の結成に関する一切の件</p> <p>9. その他契約に関する一切の件</p> <p>1. 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査の長を言う。○〇市、△△市、□□町を選択した場合は、水道事業管理</p>									

⑯ 【様式 14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- 行政書士の方が**代理申請される場合は、システム利用登録時に【様式 14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状が必要となります。**
- 委任者の押印が必要です。**印鑑証明書と同じ印を押印してください。

【様式 14】代理人の委任状のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 5 年 1 月 20 日

令和4年9月1日以降としてください

入札参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください

見本

実印

印鑑証明書と同じ印を押印してください

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請（又は変更等）に付随する権利を、
上記の者に委任する旨の意思表示をし、上記の者が代わって申請書類を作成・提出する旨の
意思表示をし、上記の者が代わって申請書類の提出を受ける旨の意思表示をします。

記

代理人となる行政書士の方の情報を記載してください。

1 申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するため以下の事項
・申請書類の作成に関する一切の件

2 上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信）以下の項目
・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取次下げ又は譲回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受け取る件

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（〇〇市、△△市、□□町を選択した場合は、水道事業管理者を含む）

⑯ 【様式15】法定保険加入状況一覧表

- 【様式15】法定保険加入状況一覧表の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
- 【様式15】法定保険加入状況一覧表とともに、加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか）を提出してください。

[【様式15】法定保険加入状況一覧表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

法定保険加入状況一覧表				
商号又は名称				
法定保険の種類		加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会保険	健康保険	加入・未加入		
	厚生年金保険	加入・未加入	見本	
労働保険	雇用保険	加入・未加入		
	労働者災害保険	加入・未加入		

注 1 「加入状況」欄は、加入又は未加入に○を付すこと。
2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。
3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該当事業所ではない場合は、その旨を記載すること。
4 「加入状況」欄中「加入」に○を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提出すること。

法定保険に加入している場合は、様式15の他に、加入状況が確認できる書面※もPDFにして別途添付してください。

※納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか

⑯ 【様式 16】社会保険等適用除外申出書

- 【様式 16】社会保険等適用除外申出書の提出が必要な自治体は表 – 6 で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
- 設計等業務の資格を希望する申請者のうち、社会保険等の加入状況が「適用除外」に該当する方は、申請時点において健康保険・厚生年金保険・雇用保険の規定による届出義務が無いことを証するため、【様式 16】社会保険等適用除外申出書に理由等を記載のうえ提出してください。

[【様式 16】社会保険等適用除外申出書（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。](#)

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

1. 従業員5人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。
注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇年〇月〇日に〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のみの法人であるため。
2. その他

4年12月1日に〇〇ハローワークに確認し、〇〇により適用除外となる。

注1 該当する番号を○で囲むこと。
注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇年〇月〇日に〇〇ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 5 年 1 月 20 日

〒 000-0000
所在地 北海道札幌市中央区〇条〇丁目
商号又は名称 株式会社 北海道〇〇建設
代表者職氏名 代表取締役 建設 太郎

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(〇〇市、△△市、□□町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)



⑯ 【様式 17】資本関係・人的関係調書

- 【様式 17】資本関係・人的関係調書の提出が必要な自治体は表 – 6 で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
- 申請する自治体が【様式 17】資本関係・人的関係調書の提出を求めている場合で、次項に示す“資本関係・人的関係がある場合”に該当する場合は必ず提出してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。
- 入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があるため、【様式 17】資本関係・人的関係調書に必要事項を記入して提出してください。

【様式 17】資本関係・人的関係調書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

資本関係・人的関係調書			
令和 5 年 1 月 20 日			
〒 000-0000 在　地 北海道札幌市中央区○条○丁目			
商号又は名称 株式会社 北海道○建設 代表者職氏名 代表取締役 建設 一郎			
申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者の資本関係又は人的関係は、次のとおりです。			
記			
1. 協議会参加地方自治体すべての中における他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本関係（あり・なし） 2. 資本関係がある他の申請者（資格者） 3. 他の申請者（資格者） 4. 子会社等の関係 5. 母会社等と同じ子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者） 6. 人的関係がある他の申請者（資格者）			
見本			
登録番号 商号又は名称 所在地(市町村名) 備考 ○×工業株式会社 札幌市 登録番号 商号又は名称 所在地(市町村名) 備考 ○×工業株式会社 札幌市 登録番号 商号又は名称 所在地(市町村名) 備考 注(3)に係る会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない			
1. 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村へ入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（○○市、△△市、□□町を選択した場合は、事業管理者を含む） 2. この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。 申請者は、自社上資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村へ入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者が自身が確認した上で、記載すること。注(1)について不明な場合はすべての会社を記載すること。 3. 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。 2又は3の欄は、申請者がから見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等を同じくする子会社等同士の関係のある者」）を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。 4. 記載の対象となるのは、協議会参加地方自治体への入札参加資格審査の申請者又は名簿登録者に限ること。 5. 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。 6. 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。 7. この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがある。			

■資本関係又は人的関係がある場合とは次の関係にある者をいいます。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (エ)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている取締役
 - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている社員を除く。）
 - エ 組合の理事
 - オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑯ 【様式 18】印鑑証明書

- 【様式 18】印鑑証明書の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
- 令和4年9月1日以降に発行されたものに限ります。

⑰ 【様式 19】決算書（財務諸表）

- 【様式 19】決算書（財務諸表）の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。※提出が不要な自治体があります。
- 審査基準日直近の1事業年度分を提出してください。
- 申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）を提出してください。
- 申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。
 - ア 青色申告書を提出した方…確定申告書、資産負債調及び損益計算書
 - イ その他の方…確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

⑱ 【様式 20】納税証明書

- 【様式 20】納税証明書の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。※都道府県税、市町村税は提出が不要な自治体があります。
 - 令和4年9月1日以降に発行されたものに限ります。
 - 受任者がいる場合は、申請者（本店等）と受任者（支店・営業所等）の両方を提出してください。
- 1) 国税（法人税（個人事業者の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税）
 - ア 税務署が発行したものを提出してください。
 - イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が個人事業主の場合は「その3の2」、申請者が法人の場合は「その3の3」となります。
 - 2) 都道府県税
 - ア 本店が所在する都道府県について都道府県税に滞納がないことの証明書を提出してください。
 - イ 受任者がいる場合は、申請者（本店等）と受任者（支店・営業所等）が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください。
 - 3) 市町村税（特別区にあっては都税）
 - ア 本店が所在する市町村に対し、表－9に示す「市町村税及び都税における納税義務のある全ての税目」について滞納がないことの証明書を提出してください。
 - イ 受任者がいる場合は、申請者（本店等）と受任者（支店・営業所等）が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

表－9 市町村税及び都税における納税義務のある全ての税目

市町村税	市町村民税（特別徴収義務者である事業所にあっては、特別徴収市町村民税を含む）・固定資産税・軽自動車税種別割・市町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・法定外普通税・入湯税・事業所税・都市計画税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・国民健康保険税・法定外目的税のうち該当がある税目
都税	都民税（特別徴収義務者である事業所にあっては、特別徴収都民税を含む）・事業税・不動産取得税・地方消費税・都たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油取引税・自動車税・鉱区税・狩猟税・宿泊税・固定資産税・特別土地保有税・事業所税・都市計画税

㉚ 【様式21】営業所一覧

- ・【様式21】営業所一覧の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
 - ・北海道内に本店・支店・営業所等を有する場合は、【様式21】に名称、住所、電話番号、FAX番号を記入してください。

【様式2-1】営業所一覧表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【様式21】

営業所一覧（道内分）

商号又は名称	株式会社 北海道〇〇建設			
北海道内における本店・支店・営業所等の有無		<input checked="" type="radio"/> 有	・	<input type="radio"/> 無
※有りの場合、北海道内の本店・支店・営業所等の名称、住所等を下記の欄に記入してください。				
番号	本店・支店・営業所等の名称	所在地	TEL	FAX
1	本店	北海道札幌市中央区〇条〇丁目	011-***-****	011-**1-***2
2	札幌支店	北海道札幌市北区〇条〇丁目	011-1**-1***	001-2**-2***

北海道内の本店・支店・営業所等の情報を記入してください。

㉓ 【様式 組- 1】組合構成員名簿

- 申請者が組合等の場合は組合構成員全員について次の事項を記載した【様式 組- 1】組合構成員名簿を**必ず提出してください。**

- ア 商号又は名称
- イ 代表者氏名
- ウ 所在地

[【様式 組- 1】組合構成員名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

㉔ 【様式 組- 2】官公需適格組合証明書

- 【様式 組- 2】官公需適格組合証明書の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。※**提出が不要な自治体があります。**
- 申請する自治体が【様式 組- 2】官公需適格組合証明書の提出を求めている場合で、経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。

㉕ 【様式 組- 3】定款または寄付行為

- 【様式 組- 3】定款または寄付行為の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。※**提出が不要な自治体があります。**
- 申請する自治体が【様式 組- 3】定款または寄付行為の提出を求めている場合で、申請者が協同組合等の場合は「定款」又は「寄付行為」の写しを提出してください。

8. 個別書類作成の注意事項

- 入札参加資格の申請にあたり、個別書類が必要な自治体の一覧と注意事項を表－10に示します。申請の際は、注意事項をよくご確認のうえ提出してください。

表－10 個別書類一覧（1／6）

個別書類		提出にあたっての注意事項
江別市	① 江別市税の納税証明書	江別市に納めるべき税がある場合のみ、未納が無いという証明書を提出してください。市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。（法人の場合、発行申請には代表者印又は受任者印が必要となります。）令和4年9月1日以降に発行されたものに限ります。
	② 江別市が発行する営業証明書	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含みます。）に、江別市発行のものを提出してください。受任先が江別市内の場合は、本店の営業証明書ではなく、受任先の営業証明書（所在地が江別市となっているもの）を提出してください。 個人事業主又は法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 令和4年9月1日以降に発行されたものに限ります。 市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。 営業証明書が発行されるためには、江別市の市民税課に法人設立（設置）届出書が提出されている必要があります。
	③ 社屋写真	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含みます。）に提出してください。 令和4年9月1日以降に撮影したものに限ります。 枚数は2枚とし、1枚は社屋の全景が分かるもの、もう1枚は看板等の会社名が確認できるものとします。
赤平市	① 納税状況確認書	市内業者のみ提出してください。（赤平市税務課窓口で発行）
深川市	① 深川市税の納税証明書	深川市に納税義務がある場合は、深川市が発行する「納税証明書」を提出してください。
	② 深川市内に有する支店等調	深川市内に本社・本店以外の支店等を有する深川市税（法人市民税等）の申告者の場合は、「深川市内に有する支店等調」に支店等の内外の写真を添付して提出してください。
北広島市	① 北広島市税の納税証明書	北広島市に納税義務のある申請者は、受任等の有無にかかわらず、北広島市税を滞納していないことの証明を提出して下さい。
	② 営業証明書	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
	③ 北広島市内営業所等一覧	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
長沼町	① 長沼町税の納税証明書	長沼町の市町村税を納めている場合は、長沼町が発行する納税証明書を提出してください。
新十津川町	① 誓約書兼承諾書	新十津川町の測量・建設コンサルタント等業務を希望する方は、新十津川町個別様式「誓約書兼承諾書」を必ず作成し提出してください。

表－10 個別書類一覧（2／6）

個別書類		提出にあたっての注意事項
小樽市	① 小樽市税に滞納がないことの証明書	<p>小樽市内に本支店等がある場合、又は小樽市居住の従業員を雇用し、市道民税を給与から特別徴収している場合等、小樽市に納税（納入）義務がある申請人は必ず提出をしてください。</p> <p>証明書は請求書に記入する住所（所在）、氏名（名称及び代表者名）ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。</p> <p>請求は小樽市財政部資産税課（窓口20番）又は市民税課（窓口22番）（市役所別館2階）において行ってください。</p> <p>法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。</p>
島牧村	① 希望部門調書	道路清掃、除雪・排雪を希望する場合は道路清掃で申請し、島牧村個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
蘭越町	① 希望部門調書	道路清掃、除雪、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、蘭越町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
ニセコ町	① 希望部門調書	道路清掃、水道調査等、システム・設備保守、造林、除雪、その他委託を希望する場合は道路清掃で申請し、ニセコ町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
余市町	① 余市町が発行する下水道受益者負担金納付状況書	本店又は受任先が余市町内にある場合に、余市町役場下水道課で発行されるものを提出してください。
	② 余市町税の納税証明書	本店又は受任先が余市町内にある場合、又は余市町に納税等の義務がある場合は、余市町役場税務課で発行されるものを提出してください。
森町	① 営業証明書	<p>※個人事業主の方のみ対象となります。</p> <p>申請時3か月以内に市区町村長発行のもの。（営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し）森町の場合、税務課で発行。</p>
	② 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
	③ 希望部門調書	道路清掃、造林等、その他設計を希望する場合は道路清掃で申請し、森町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
八雲町	① 八雲町税の納税証明書	本店又は受任先が八雲町内にある場合、未納がないことの証明書を提出してください。
せたな町	① 納税に関する調査同意書（代表者または受任者）	町内業者のみ提出してください。
伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を出した場合、伊達市税務課（窓口⑬）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。

表－10 個別書類一覧（3／6）

個別書類			提出にあたっての注意事項
白老町	①	納税状況確認同意書	白老町税の納税義務がある場合のみ、白老町様式「納税状況確認同意書」を提出してください。その際、白老町税納税証明書の添付は不要です。
	②	希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、「希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
浦河町	①	納税証明書	本店又は受任先が浦河町にある場合、又は浦河町に納税等の義務がある場合は、当該分については市町村税の納税証明ではなく、浦河町独自様式「証明願」を提出してください。
えりも町	①	誓約書	共通書類【様式12】に代えて、えりも町独自様式「誓約書」を提出してください。
	②	暴力団排除条例に関する役員名簿	受任者がいる場合、本社の役員名簿ではなく受任者の住所、氏名、生年月日が必要です。
	③	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
	④	従業員名簿	技術者以外の従業員の名簿を提出してください。（町内業者のみ）
	⑤	技術資料希望部門調書	水質検査、漏水調査、アスベスト含有調査を希望する場合は技術資料で申請し、えりも町個別様式-1「技術資料希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
	⑥	道路清掃希望部門調書	道路清掃、施設清掃、産業廃棄物運搬、管渠清掃、浄化施設管理を希望する場合は道路清掃で申請し、えりも町個別様式-2「道路清掃希望部門調書」の希望する細別部門に「〇」を付して提出してください。
新ひだか町	①	競争入札参加希望業務・部門調書	新ひだか町個別様式 1「競争入札参加希望業務・部門調書」を必ず提出してください。
	②	引き続き 1 年以上その事業を営んでいることを証する書類	審査基準日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいることの証する書類（営業証明書又は 1 年以上前に履行した業務の契約書等の写し） なお、共通書類において現況報告書又は登録通知書の写しを提出し、その登録の有効期間の始期が 1 年以上前である場合は提出不要※です。 ※ 登録の有効期間の始期が令和3年12月1日以降である場合は、更新前の通知書の写しを提出してください。
	③	直前 1 カ年度の決算期の間において、希望する業種の売上高があつたことを証する書類	審査基準日の直前 1 カ年度の決算期の間において、希望する業種の売上高があつたことを証する以下のいずれかの書類を提出してください。 ・履行（完了）した業務に係る契約書等の写し※主なもの 1 件 ・測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の写し ・建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書の写し なお、共通書類において現況報告書の写しを提出し、その内容で確認できる場合は提出不要です。
	④	納税の猶予許可通知書等の写し ※納税証明書（滞納がない旨の証明書）が提出できない場合	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条の規定により読み替えて適用する国税通則法第 46 条第 1 項の規定によりその納税を猶予されたもの、又は、地方税法附則第 59 条第 1 項の規定によりその徴収を猶予されたものがあり、「 <u>滞納がない旨の証明書</u> 」等の提出ができない場合は、 <u>国税等の納付の猶予の特例が認められていることが確認できる下記の書類等に代えることができます。</u> (1) 納税の猶予許可通知書の写し (2) 猶予制度の適用を受けていることがわかる納税証明書 上記の納税証明書等に特例措置を受けている旨の付記書き等が無いなど、特例措置の適用を受けていることが確認できない場合は、(1)・(2) の両方の書類、その他特例措置の適用が確認できる書類を提出していただく場合がありますので、留意してください。

表－10 個別書類一覧（4／6）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
旭川市	①	設備設計登録意向書	建築設計に申請する方で、設備設計への申請を希望する場合は旭川市様式5「設備設計登録意向書」を添付してください。 当該様式の添付がない場合は建築設計のみの申請として扱います。
士別市	①	市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書	土別市内に本店・支店がある場合、又は、土別市に納付義務のある場合は「市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書」を提出してください。本書を提出した場合は市税に係る納税証明書の提出は不要です。
富良野市	①	富良野市税の納税証明書	富良野市に納税義務がある場合は、富良野市が発行する納税証明書を提出してください。
上富良野町	①	納税状況確認同意書	上富良野町独自様式「納税状況確認同意書」を添付してください。
	②	適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上富良野町独自様式「適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため添付してください。
中富良野町	①	中富良野町税の納税証明書	中富良野町の市町村税を納めている場合は、中富良野町が発行する納税証明書を提出してください。
小平町	①	希望部門調書	道路清掃、業務委託、草刈、施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、小平町個別様式-1「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
稚内市	①	稚内市公有財産（土地・建物）賃貸契約状況申告書及び同意書	契約の有無に関わらず必要です。
浜頓別町	①	浜頓別町個別様式－1 希望部門調書	必須提出とし、役務を希望しない場合は「なし」で報告してください。
枝幸町	①	その他業務等入札参加資格審査申請書付表（独自様式）	町内に事業所を置く業者のみ該当 造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝・管渠等清掃、町道除排雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、選挙ポスター掲示板を希望する場合は「その他業務等入札参加資格審査申請書付表」を提出してください。 ■資格における要件 ・町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。
	②	北海道土木協会様式10	町外事業所を置く業者で、その他業務を希望する場合は「北海道土木協会様式10」に必要事項を記載して提出してください。

表－10 個別書類一覧（5／6）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
北見市	①	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表	設計等または業務委託を希望する方は、北見市個別様式1「北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表」の係る希望申請欄へ「○」を付して、必ず提出してください。 本表は、共同資格審査の設計等または業務委託の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。
	②	準市内業者登録申請書	本店は北見市外にあるが、北見市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っており、認定要件を満たした場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録認定を希望される場合は、「準市内業者登録申請書」と下記の書類を合わせて 1つのPDFにして 提出してください。 ・支店等の外観及び内観の写真 ・支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類 ・支店等の法人市民税の納税証明書
	③	適格請求書発行事業者（インボイス制度）登録番号申告書	適格請求書発行事業者（インボイス）の登録の有無等について、該当する箇所に「○」を付して、必要事項を記入してください。
網走市	①	網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式「網走市税に関する申立書」を提出してください。
	②	網走市税の納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を提出してください。
	③	準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書	本店は網走市外にあるが、網走市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っている場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録を希望される場合は、網走市独自様式「準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書」を提出してください。
	④	納税の猶予許可通知書	納税の猶予許可を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。
紋別市	①	希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、紋別市個別様式-1「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
美幌町	①	納税状況確認同意書	美幌町税の支払い義務がある場合のみ、美幌町独自様式「納税状況確認同意書」を提出してください。
	②	納税猶予に関する証明書類	納税猶予中の場合は、その証明書類を提出してください。
斜里町	①	納付状況確認書	町外業者であっても必ず提出してください。
小清水町	①	希望部門調書	道路清掃、除雪・排雪、造林、施設の清掃、警備業務を希望する場合は道路清掃で申請し、小清水町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
滝上町	①	希望部門調書	道路清掃、管路清掃、下水道施設維持管理を希望する場合は道路清掃で申請し、滝上町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。

表－10 個別書類一覧（6／6）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
雄武町	①	納付状況確認書	雄武町税の支払い義務がある場合のみ、雄武町別記様式「納付状況確認書」を提出してください。
鹿追町	①	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
芽室町	①	芽室町税の納税証明書	芽室町に納税義務がある場合は、芽室町が発行する納税証明書を提出してください。
	②	適格請求書発行事業者の登録通知書	登録している事業者は必ず提出してください。
	③	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
足寄町	①	町税等納付状況調査同意書	足寄町独自様式の「町税等納付状況調査同意書」を提出してください。
	②	営業証明書	個人事業者の場合は、申請書提出日前3か月以内に市区町村が発行したものを持参してください。
	③	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
釧路町	①	釧路町税の納税証明書	釧路町に納税義務のある者のみ。 申請時において直近の証明書。領収書不可。 全税目未納がないことの証明（町民税・道民税特別徴収税を含む）。
	②	町民税・道民税特別徴収税額の決定通知書	釧路町民を5名以上通年雇用している者のみ。
	③	特別徴収実施に係る誓約書	釧路町民を5名以上通年雇用している者で、特別徴収を実施していない者のみ。
	④	営業証明書	個人の場合のみ。 市町村長が発行する営業証明書。
中標津町	①	町税等納税状況確認同意書	中標津町独自様式 中標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。
標津町	①	町税等納税状況確認同意書	標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。
	③	希望部門調書	道路清掃、造林を希望する場合は道路清掃で申請し、標津町個別様式「希望部門調書」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。
羅臼町	①	納税状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式 納税状況確認承諾書」を提出してください。
	②	使用料等納付状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式 使用料等納付状況確認承諾書」を提出してください。

9. 定期受付終了後の新規申請受付について

9-1 隨時受付及び中間年受付の電子申請受付期間

- 定期受付終了後の追加の申請の受付期間を表-1-1に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表-1-1 追加受付の種類と受付期間

追加受付の種類	追加受付の受付期間			
随時受付	第1回	令和5年3月15日（水）	～	令和5年4月14日（金）まで
	第2回	令和5年4月17日（月）	～	令和5年5月12日（金）まで
	第3回	令和5年5月15日（月）	～	令和5年6月14日（水）まで
	第4回	令和5年6月15日（木）	～	令和5年7月14日（金）まで
	第5回	令和5年7月18日（火）	～	令和5年8月14日（月）まで
	第6回	令和5年8月15日（火）	～	令和5年9月14日（木）まで
	第7回	令和5年9月15日（金）	～	令和5年10月13日（金）まで
	第8回	令和5年10月16日（月）	～	令和5年11月14日（火）まで
	第9回	令和5年11月15日（水）	～	令和5年12月14日（木）まで
	第10回	令和5年12月15日（金）	～	令和6年1月12日（金）まで
	第11回	令和6年1月15日（月）	～	令和6年2月14日（水）まで
	第12回	令和6年2月15日（木）	～	令和6年3月15日（金）まで
中間年受付	令和5年12月11日（月）～令和6年1月31日（水）まで			

※令和6年度以降の受付期間については、令和5年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

9-2 隨時受付及び中間年受付を実施する自治体

- ・ 隨時受付、中間年受付を実施する自治体を表-12に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表-12 隨時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
随時受付	石狩・空知	深川市、新篠津村（※）
	後志	小樽市、余市町、ニセコ町、泊村
	渡島・檜山	松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
	胆振・日高	浦河町、様似町、新ひだか町
	上川	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町
	留萌	小平町、羽幌町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町
	オホーツク	北見市、西興部村、雄武町、大空町
	十勝	音更町、足寄町
中間年受付	釧路・根室	-
	石狩・空知	江別市、赤平市、北広島市、新篠津村
	後志	蘭越町
	渡島・檜山	七飯町、八雲町
	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、新冠町、えりも町
	上川	東川町
	留萌	-
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、清里町
定期受付	十勝	-
	釧路・根室	釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町

※新篠津村の随時受付は新規設立または新規開業のみ申請可能です。

9-3 隨時受付及び中間年受付の審査基準日と資格の有効期間

- 追加の申請の審査基準日と資格の有効期間は表-13のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表-13 追加受付の審査基準日と資格有効期間

自治体名	追加受付の審査基準日	追加受付の資格有効期間			
隨時受付	第1回 令和5年3月1日	令和5年5月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第2回 令和5年4月1日	令和5年6月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第3回 令和5年5月1日	令和5年7月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第4回 令和5年6月1日	令和5年8月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第5回 令和5年7月1日	令和5年9月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第6回 令和5年8月1日	令和5年10月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第7回 令和5年9月1日	令和5年11月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第8回 令和5年10月1日	令和5年12月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第9回 令和5年11月1日	令和6年1月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第10回 令和5年12月1日	令和6年2月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第11回 令和6年1月1日	令和6年3月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第12回 令和6年2月1日	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日まで	
旭川市 土別市	第1回 令和5年3月1日	令和5年7月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第2回 令和5年4月1日				
	第3回 令和5年5月1日				
	第4回 令和5年6月1日	令和5年10月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第5回 令和5年7月1日				
	第6回 令和5年8月1日				
	第7回 令和5年9月1日	令和6年1月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第8回 令和5年10月1日				
	第9回 令和5年11月1日				
	第10回 令和5年12月1日	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日まで	
	第11回 令和6年1月1日				
	第12回 令和6年2月1日				
中間年受付	中間年受付を行う全ての自治体	令和5年12月1日	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日まで

※令和6年度の審査基準日と資格有効期間については、令和5年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

9-4 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

- 追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表-14のとおりです。これら以外の注意事項はP37～を参照してください。

表-14 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式5】代表者身分証明書の写し ※個人事業主の場合	
【様式6】登記事項証明書の写し ※法人の場合	
【様式18】印鑑証明書の写し	表-13に示す審査基準日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
【様式20】納税証明書の写し	

10. 申請先自治体の連絡先一覧

- 申請先自治体の連絡先を表－15に示します。

表－15 自治体連絡先一覧（1／2）

	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
石狩・空知	江別市	契約管財課	011-381-1066	北海道江別市高砂町6番地
	赤平市	財政課	0125-32-2212	北海道赤平市泉町4丁目1番地
	深川市	企画財政課	0164-26-2622	北海道深川市2条17番17号
	北広島市	契約課	011-372-3311	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	新篠津村	総務課	0126-57-2111	北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
	長沼町	都市整備課	0123-76-8022	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
	新十津川町	建設課	0125-76-2139	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
後志	小樽市	契約管財課	0134-32-4111	北海道小樽市花園2丁目12番1号
	島牧村	施設課	0136-75-6272	北海道島牧郡島牧村字泊83番地1
	蘭越町	建設課	0136-55-7815	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
	ニセコ町	都市建設課	0136-44-2121	北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地
	泊村	建設水道課	0135-75-2140	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7
	余市町	財政課	0135-21-2114	北海道余市郡余市町朝日町26番地
渡島・檜山	松前町	総務課	0139-42-2275	北海道松前郡松前町字福山248番地1
	木古内町	総務課	01392-2-3131	北海道上磯郡木古内町字本町218番地
	七飯町	土木課	0138-65-5795	北海道亀田郡七飯町字本町6丁目1番1号
	鹿部町	総務・防災課	01372-7-2111	北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
	森町	契約管理課	01374-7-1088	北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
	八雲町	建設課	0137-62-2115	北海道二海郡八雲町住初町138番地
	上ノ国町	施設課	0139-55-2311	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
	厚沢部町	建設水道課	0139-64-3315	北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
	今金町	総務財政課	0137-82-0111	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地1
	せたな町	財政課	0137-84-5111	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
胆振・日高	伊達市	財産契約課	0142-82-3115	北海道伊達市鹿島町20番地1
	白老町	企画財政課	0144-82-2714	北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
	厚真町	総務課	0145-27-2481	北海道勇払郡厚真町京町120番地
	新冠町	建設水道課	0146-47-2518	北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
	浦河町	建設課	0146-26-9010	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
	様似町	建設水道課	0146-36-2115	北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
	えりも町	建設水道課	01466-2-2111	北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
	新ひだか町	契約管財課	0146-49-0278	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

表－15 自治体連絡先一覧（2／2）

	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
上川	旭川市	契約課	0166-25-9701	北海道旭川市6条通9丁目46番地
	士別市	財政課	0165-26-7785	北海道士別市東6条4丁目1番地
	富良野市	財政課	0167-39-2306	北海道富良野市弥生町1番1号
	鷹栖町	建設水道課	0166-74-3312	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
	東神楽町	総務課	0166-83-2112	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
	東川町	都市建設課	0166-82-2111	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
	上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
	中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
留萌	小平町	生活環境課	0164-56-2111	北海道留萌郡小平町字小平町216番地
	羽幌町	建設課	0164-68-7005	北海道苦前郡羽幌町南町1番地の1
宗谷	稚内市	財務課	0162-23-6391	北海道稚内市中央3丁目13番15号
	浜頓別町	建設課	01634-2-2358	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
	中頓別町	建設課	01634-8-7665	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
	枝幸町	財政課	0163-62-1235	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
	利尻富士町	建設課	0163-82-2511	北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6
オホーツク	北見市	契約課	0157-25-1242	北海道北見市大通西3丁目1番地
	網走市	都市整備課	0152-44-6111	北海道網走市南6条東4丁目1番地
	紋別市	財政課	0158-24-2111	北海道紋別市幸町2丁目1番18号
	美幌町	財務課	0152-77-6531	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
	斜里町	財政課	0152-26-8214	北海道斜里郡斜里町本町12番地
	清里町	総務課	0152-25-2130	北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
	小清水町	建設課	0152-62-4475	北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	西興部村	産業建設課	0158-87-2111	北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
	雄武町	建設課	0158-84-2121	北海道紋別郡雄武町本町
	大空町	建設課	0152-74-2111	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
十勝	音更町	総務課	0155-42-2111	北海道河東郡音更町元町2番地
	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	芽室町	総務課	0155-62-9720	北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
	足寄町	総務課	0156-28-3853	北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
釧路・根室	釧路町	財政課	0154-62-2176	北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
	標茶町	管理課	015-485-2111	北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
	鶴居村	建設課	0154-64-2115	北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
	別海町	財政課	0153-75-2111	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
	中標津町	財政課	0153-73-3111	北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
	標津町	建設水道課	0153-85-7247	北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
	羅臼町	建設水道課	0153-87-2163	北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

様 式 集

(測量・建設コンサルタント等業務編)

【様式3】

令和年度

(種別)

書歷經業事

(单位：千円)

（道内関係分）
簿名者技術等設計設

商号又は名称

【様式11】

使　用　印　鑑　届

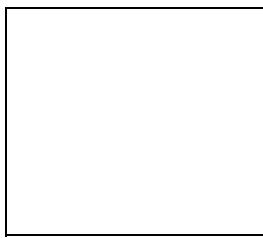
令和　年　月　日

入札参加資格申請先団体の長 様

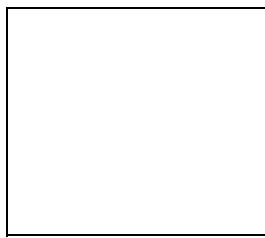
※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川・留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	松前町	伊達市	旭川市	北見市	音更町	釧路町
赤平市	島牧村	木古内町	白老町	士別市	網走市	鹿追町	標茶町
深川市	蘭越町	七飯町	厚真町	富良野市	紋別市	新得町	鶴居村
北広島市	ニセコ町	鹿部町	新冠町	鷹栖町	美幌町	芽室町	別海町
新篠津村	泊村	森町	浦河町	東神楽町	斜里町	足寄町	中標津町
長沼町	余市町	八雲町	様似町	東川町	清里町		標津町
新十津川町		上ノ国町	えりも町	上富良野町	小清水町		羅臼町
		厚沢部町	新ひだか町	中富良野町	訓子府町		
		今金町		小平町	滝上町		
		せたな町		羽幌町	西興部村		
				稚内市	雄武町		
				浜頓別町	大空町		
				中頓別町			
				枝幸町			
				利尻富士町			

使用印



実印



使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

〒

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

1. 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式12】

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

所在地 〒

代表者印(実印)

商号又は名称

代表者職氏名

私は、下記の事項について誓約します。なお、必要な場合には、他の官公庁に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を入札参加資格申請先団体の長(以下「申請先の長」という。)から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、当該契約に係る申請先の長に報告し、警察に通報します。
- 5 各入札参加資格申請先団体が定める「暴力団等排除措置要綱」における「入札参加除外措置」を受けている者ではありません。

*¹ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

*² 本誓約書は、提出後に団体追加を行った場合、追加した団体の長あてとしても有効とする。

*³ 本誓約に基づき取得した個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には一切使用しません。

【様式13】

年間委任状

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川・留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	松前町	伊達市	旭川市	北見市	音更町	釧路町
赤平市	島牧村	木古内町	白老町	士別市	網走市	鹿追町	標茶町
深川市	蘭越町	七飯町	厚真町	富良野市	紋別市	新得町	鶴居村
北広島市	ニセコ町	鹿部町	新冠町	鷹栖町	美幌町	芽室町	別海町
新篠津村	泊村	森町	浦河町	東神楽町	斜里町	足寄町	中標津町
長沼町	余市町	八雲町	様似町	東川町	清里町		標津町
新十津川町		上ノ国町	えりも町	上富良野町	小清水町		羅臼町
		厚沢部町	新ひだか町	中富良野町	訓子府町		
		今金町		小平町	滝上町		
		せたな町		羽幌町	西興部村		
				稚内市	雄武町		
				浜頓別町	大空町		
				中頓別町			
				枝幸町			
				利尻富士町			

私は、次の者を受任者(入札等にかかる代理人)と定め、令和5・6年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

委任事項

■委任者

〒

- 見積又は入札に関する一切の権限
- 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
- 入札保証及び契約保証に関する一切の件
- 代金(前払金を含む)及び保証金の請求に関する一切の件
- 代金(前払金を含む)及び保証金の受領に関する一切の件
- 復代理人の選任に関する一切の件
- 共同企業体の結成に関する一切の件
- その他契約に関する一切の件

所在地

商号又は名称

実印

代表者職・氏名

■私(受任者)は委任されることを承諾します。

〒

所在地

支店又は
営業所名

使用印

受任者職・氏名

- 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

代理人

行政書士 氏名

(代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後ろに行政書士氏名を記載してください。)

登録番号 第 号

〒

事務所所在地

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請(又は変更届等)における下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 申請書類を作成(行政書士法第1条の2第1項)するための以下の事項
 - ・申請書類の作成に関する一切の件
- 2 上記1の書類の提出(電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ)を代理(行政書士法第1条の3第1項)するための以下の項目
 - ・申請書類の提出を代理する件
 - ・申請書類の補正を代理する件
 - ・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
 - ・申請を取り下げ又は撤回する件
 - ・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒

所在地

商号又は名称

実印

代表者職・氏名

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式15】

法定保険加入状況一覧表

商号又は名称	
--------	--

法定保険の種類	加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会保険 健 康 保 険	加入・未加入		
厚 生 年 金 保 険	加入・未加入		
労 動 保 険 雇 用 保 険	加入・未加入		
労働者災害保険	加入・未加入		

注 1 「加入状況」欄には、加入又は未加入に○を付すこと。

2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。

3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該当事業所ではない場合は、その旨を記載すること。

4 「加入状況」欄中「加入」に○を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面(納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など)を提出すること。

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
- その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。

注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。

(例)○年○月○日に○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 役員のみの法人であるため。
- その他

注1 該当する番号を○で囲むこと。

注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。

(例)○年○月○日に○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式17】

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

〒

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。

記

1. 協議会参加地方自治体すべての中における他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本関係又は人的関係〔あり・なし〕

2. 資本関係がある他の申請者（資格者）

(1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(2) 子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(3) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない

3. 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。）

注2 この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。

注3 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。（申請について不明な場合はすべての会社を記載すること。）

注4 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。

注5 2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等を同じくする子会社等同士の関係のある者」）を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。

注6 記載の対象となるのは、協議会参加地方自治体への入札参加資格審査の申請者又は名簿登録者に限ること。

注7 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。

注8 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。

注9 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

【様式21】

當業所一覽（道內分）

商号又は名称

北海道内における本店・支店・営業所等の有無 有 無

※有りの場合、北海道内の本店・支店・営業所等の名称、住所等を下記の欄に記入してください。

【樣式 組-1】

簿名員成構等合組

組合等名称